

平成15年5月13日

モーダルシフト促進に向けた平成15年度アクションプログラム

- 問題意識の共有と目標達成に向けた受け皿づくりを目指して -

国土交通省
驚頭政策統括官

1. アクションプログラムの趣旨・背景

地球温暖化問題に対応するため、京都議定書の国際公約達成に向けての動きが進んでおり、平成14年3月に閣議決定された地球温暖化対策推進大綱においては、各分野における二酸化炭素排出量削減目標が定められ、物流分野のモーダルシフト等による二酸化炭素排出量削減目標としては、2010年までに440万トン削減することとされたところである。

国土交通省としても、モーダルシフトの推進のため、従来より、複合一貫輸送に対応した港湾の拠点整備、モーダルシフト船の建造支援、貨物拠点駅の整備等を推進してきているとともに、平成14年度からは、荷主・物流事業者等の関係者が協力して計画的に海運や鉄道へのモーダルシフト等の環境負荷低減策に取り組む実証実験を行う場合に、一定の効果が認められるものについてオークション方式による認定を行い、補助金を交付するという助成制度を開始したところである。

しかしながら、現実の数値として、鉄道・海運の輸送機関分担率や長距離雑貨輸送のモーダルシフト化率が低下傾向にある中で、既存の施策のみで地球温暖化対策推進大綱の目標を達成するだけのモーダルシフト等を行うことは困難であり、より効率的に二酸化炭素排出量削減を進め、環境負荷の小さい物流体系の構築を実現するためには、モーダルシフトの阻害要因に適切に対応した施策を早急に実施していく必要がある。

そこで、平成14年10月より、国土交通省内の関係部局に外部の有識者を加えた形で、モーダルシフトの促進に向けた省内検討会（「環境負荷の小さい物流体系の構築に向けた検討会」）を開催し、事業者ヒアリングや荷主企業アンケート等を通じてモーダルシフトの阻害要因を調査するとともに、それに対応した具体的施策の方向性を検討してきたが、このほどその報告がまとまったところである。

このため、同検討会の報告で示された今後のモーダルシフト促進策の方向性を踏まえ、国土交通省関係部局及び地方運輸局等が一丸となって施策を順次展開すべく、この「アクションプログラム」を策定することとしたものである。

したがって、平成15年度においては、モーダルシフトの促進に向け、まずは関係各者が問題意識を共有するとともに受け皿となる輸送機関のサービス向上を図っていくこととし、関係事業者等にご協力をいただきながら、本「アクションプログラム」に掲げられた施策・調査等を推進するとともに、それらを含めモーダルシフト促進策を平成16年度予算・税制等要求に盛り込むように努めるものとする。

2. 基本的考え方

モーダルシフトの阻害要因として、貨物鉄道、内航海運の各モードに係る問題のほか、荷主等の意識についても転換の必要性があることから、施策の分類として、「貨物鉄道の利用促進に向けた施策」、「内航海運の利用促進に向けた施策」及び「荷主・物流事業者のモーダルシフト意識向上に向けた施策」の3つに分けることとする。

「貨物鉄道の利用促進」に向けた施策としては、従来からの輸送容量や速度面での課題への対応のほか、利用者ニーズの把握不足、コンテナサービス等の輸送サービスの不足や事故等の危機管理面での脆弱さ等の諸課題への対応を充実させるものとする。

「内航海運の利用促進」に向けた施策としては、従来からの、海上における輸送時間の長さ、港での積替えや端末輸送も含めた全体での時間や運賃コストの大きさに対する内航海運の競争力強化策ほか、シャーシ等の負担や船貨のマッチング不足等の新たに見出した課題への対応を行うものとする。

「荷主・物流事業者のモーダルシフト意識向上に向けた施策」としては、輸送手段決定者である荷主・物流事業者のモーダルシフトへの取組み意識不足という、モーダルシフトの隠れた阻害要因を改善していくための施策を行うものとする。

3. 具体的施策

1) 貨物鉄道の利用促進に向けた施策

鉄道の輸送容量、輸送速度の制約の緩和

- ・幹線物流の大動脈を成す山陽線の鉄道貨物輸送について、待避線延伸、変電設備整備によりコンテナ列車の長編成化への対応を行い、輸送力の増強を図る。
- ・着発線において直接本線列車のコンテナの積み下ろしが可能なE&S式荷役駅の整備（金沢貨物ターミナル駅、神戸貨物ターミナル駅（仮称））を進め、輸送効率の向上を図る。
- ・輸送時間の大幅な短縮を可能とする電車型特急コンテナ列車（スーパーレールカーゴ）の導入を推進する。

輸送ニーズの発掘と適切なダイヤ設定

- ・環境保護に対する機運の高まりやスピードリミッター装着義務化等大型トラック等への諸規制の強化を踏まえ、鉄道特性を発揮できる分野がどのように変化するか検証しつつ、輸送ニーズの把握を行う。
- ・循環型社会の形成に向けた動きを踏まえ、大都市圏における廃棄物及びリサイクル物資の輸送について鉄道輸送を活用した静脈物流システムの可能性を検討する。

端末輸送に係るコストの削減等端末輸送力の強化

- ・東京貨物ターミナル駅構内における大型複合物流施設等の整備を進め、貨物駅の輸送拠点としての機能向上を図る。
- ・貨物駅における荷捌きスペースの整備等を実施する。

コンテナに関する輸送サービスの向上

- ・コンテナ輸送のサービス向上のため新製機関車・コンテナ貨車の導入を計画的に進めるとともに、濡損・破損事故等の貨物事故の多発がコンテナ輸送の信頼を低下させていることから新製コンテナの投入等を効果的に行う。
- ・コンテナの汎用性の確保や運用効率の改善を考慮しつつ、高度化・多様化する物流ニーズに適応したコンテナの研究・開発を実施する。あわせてコンテナのコストダウンや同コストでの性能アップ策も検討する。
- ・最新のITを活用したIT - FRENS & TRACEシステムによるコンテナ管理体制を構築し、駅業務の効率化を図る。

事故等における危機管理体制の強化

- ・輸送混乱時における貨物鉄道事業者と通運事業者との共同危機管理組織の設定、代行トラックの調達方法等につき、各地域のノウハウを共有化した具体的な対策の検討を進める。

外航海運と鉄道の連携強化

- ・国内産業の空洞化に伴い中国を中心としたアジア地域での生産品の輸入の増大が見込まれることから、北九州貨物ターミナル駅における船舶とレールを組み合わせた環境負荷の小さい複合一貫輸送システムの構築の可能性を検討する。

2) 内航海運の利用促進に向けた施策

次世代内航海運ビジョンの推進

内航海運のサービスの向上やコストの削減を図るため、「次世代内航海運ビジョン」に基づき、内航海運における市場環境の整備、技術開発の推進、社会的規制の見直し等各種内航海運の活性化対策を更に強力に推進する。

- ・参入規制（許可制）の緩和に向けた制度改正の検討
- ・内航海運の競争力向上のための市場機能の整備方策等（取引関係の適正化手法、船舶管理会社形態の導入等）に関する調査
- ・次世代内航船（スーパーエコシップ）の研究開発
- ・高度船舶安全管理システムの研究開発
- ・港湾の24時間フルオープン化の推進
- ・船舶共有建造業務を活用した国内海運政策の実現に資する船舶の建造促進等

ITを活用した次世代海上交通システムの構築

- ・高度船舶安全管理システムの研究開発（再掲）
- ・AIS（船舶自動識別装置）を活用した次世代型航行支援システムの整備 等

安全性と効率性を両立させた新たな海上交通体系のあり方の検討

- ・海上交通安全法適用航路内の速力制限に関しては、東京湾をモデルとして現在推進している「海上ハイウェイネットワーク構想」の中の「東京湾船舶交通体系委員会」において、船舶航行の安全性と海上輸送の効率性を両立させた新しい海上交通体系の基礎的な検討を進めているところであり、現状の速力制限も含め、引き続き検討を推進する。

内貿貨物の効率的・安定的な取り扱いに向けた環境の整備

- ・船舶の大型化や高速化等に対応するとともに、十分な面積の駐車場等を有し、幹線道路網と円滑に接続された内貿ターミナルを整備。
- ・船舶の安全で安定的な運航を支える防波堤等を整備。

シャーシの維持費等の負担のあり方についての検討

- ・シャーシの維持費等の軽減の必要性と方策について、関係事業者等とともに検討を実施。

帰り荷の確保等による船舶の効率的な利用の促進

- ・内航総連の情報システムを活用した船舶情報（空荷情報）、荷物情報の交換による効率的な海運利用の促進。

定期的航路の利用促進についての検討

- ・荷主に対する情報提供やモデルルート等内航定期的航路の利用促進方策について、関係事業者等とともに検討を実施。

外航海運と内航海運の連携の強化

- ・外貿バースに隣接した内貿フィーダーバースの計画的整備と外貿バースへの内航船直付けの推進（北九州港等において外貿バースに隣接した内貿フィーダー用バースの整備を図るとともに、横浜港等において内航船の直付けにも対応した外貿バースを整備。）

港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築

静脈物流の拠点となる港湾として国が指定する「リサイクルポート」を核として、循環資源の海上輸送を推進するため以下の取り組みを進める。

- ・港湾管理者及び民間事業者等相互の連携を強化し、循環資源の海上輸送事業化等を図るための推進組織「リサイクルポート推進協議会」を設立。
- ・港湾における循環資源の取扱に関する運用の見直し、統一化。
- ・静脈物流システムの事業化（循環資源の海上輸送の推進）に向けた、荷役・梱包・情報交換技術の開発推進。
- ・静脈物流基盤の確保（循環資源を取り扱うバース等を確保）

3) 荷主・物流事業者のモーダルシフト意識向上に向けた施策

荷主企業・物流事業者へのインセンティブ付与や啓蒙活動等

- ・荷主及び物流事業者による「環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験」の実施の支援（補助金）拡充。
- ・地方運輸局によるモーダルシフト事案の発掘・調整機能の充実。（公共交通活性化プログラムの拡充等の検討）
- ・地方モーダルシフト推進協議会による荷主表彰制度の実施。
- ・物流関係業界団体を通じた物流事業者への啓蒙活動（協力事業者の公表等）
- ・環境保全表彰制度（仮称）を活用した地方運輸局長によるモーダルシフト事案の表彰等。
- ・モーダルシフト促進キャンペーンの実施。（内航・鉄道分担率が低下傾向にある阪神地区発着貨物等のモーダルシフトを促進するため、イベント等を通じた荷主企業等へのキャンペーンを実施。）

荷主企業への情報提供の促進

- ・最適な物流情報提供システムの構築に向けた調査・検討。（既存の荷主・貨物マッチングシステムのフォローアップと最適システムの在り方の検討。）

物流事業者のモーダルシフト提案力の強化

- ・環境に配慮した輸送システムを提案できる物流事業者の育成に向けて、モーダルシフトを軸にしたSCM先進事例等を調査分析するとともに物流事業者への情報提供等を行う。